

開発行為に係る手続きフロー

■開発面積が3,000㎡以上となる開発行為

適用法令：都市計画法（都市計画区域内）、大月市開発指導要綱

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（都市計画区域外）

※開発者・・・開発行為を行う者

【事前協議】 開発者 → 大月市（地域整備課）、開発者 → 富士・東部建設事務所

- ↓
- 開発者は、富士・東部建設事務所（都市計画担当）へ事前協議
 - 開発者は、大月市に開発行為の構想を説明
 - 大月市は、開発者に、手続きフローに基づき、手続き内容を説明

【関係部署との協議】 開発者 → 関係部署

- ↓
- 開発者は、開発行為指導要綱及び関係法令に基づき、関係部署と事前協議を実施し、
「開発行為事前対応総括表」を作成

(※関係部署と事前協議・・・擁壁・道路・排水・給水・下水道・消防施設・農地転用・埋蔵文化財・
国有財産・公園等、開発に伴い規制となりうる担当部署又は帰属施設担当部署との協議)

【協議申出書の提出】 開発者 → 大月市（地域整備課）

- ↓
- 開発者は、事前協議による指示事項及び事業者対応状況について「開発行為事前対応総括表」を作成し、「協議申出書」及び添付書類を整え、2部（正1副1）作成の上、大月市地域整備課に提出

(※協議申出書提出後、必要に応じて計画内容について地域整備課がヒアリングを行います。)

【大月市土地利用調整会議の開催】 大月市

- ↓
- 大月市は、大月市土地利用調整会議で開発計画の内容等を審査

【開発協定の締結及び審議結果の通知】 大月市(地域整備課) → 開発者

↓ ●大月市と開発者で開発協定を締結

●大月市は、審議結果を「協議通知書」により開発者に通知

【開発行為許可申請書の提出】 開発者 → 大月市 → 富士・東部建設事務所

↓ ●開発者は、「都市計画法」又は「宅地開発条例」の開発行為許可申請書を 4部(県都市計画課、富士・東部建設事務所、市、業者控え用)作成し、大月市に提出

●大月市は、提出された申請書に意見書、調査報告書を添えて、富士・東部建設事務所へ進達

【開発許可・不許可の通知】 富士・東部建設事務所 → 開発者

↓ ●富士・東部建設事務所が、開発許可・不許可について「通知書」により開発者へ通知

【関係法令に基づく許認可申請】 開発者 → 関係部署

↓ ●開発者は、関係法令に基づく許認可申請(例 水道給水申請 道路法第24条 第32条)

【工事着手届出書の提出】 開発者 → 大月市(地域整備課) → 富士・東部建設事務所

↓ ●開発者は、工事着手届出書を大月市に提出

●大月市は、提出があった届出書を富士・東部建設事務所へ進達

※該当がある場合のみ

【工事完了検査前の建築物の建築協議書の提出】

開発者 → 大月市(地域整備課) → 富士・東部建設事務所

↓ ●開発者は、工事完了検査前の建築物の建築協議書を大月市に提出

●大月市は、提出があった協議書を富士・東部建設事務所へ進達

【工事完了届出書の提出】 開発者 → 大月市(地域整備課) → 富士・東部建設事務所

↓ ●開発者は、工事完了届出書を大月市に提出

●大月市は、提出があった届出書を富士・東部建設事務所へ進達

【工事完了検査の実施】

富士・東部建設事務所・大月市(地域整備課・公共施設帰属担当課) → 開発者

↓ ●工事完了検査の実施

【検査済証の交付】 富士・東部建設事務所 → 開発者

●富士・東部建設事務所は、検査済証を開発者に交付